

みやぎ復興住宅整備推進会議 ロゴマーク使用承認基準

第1 目的

みやぎ復興住宅整備推進会議（以下「推進会議」という。）は、東日本大震災からの住宅の復興を推進することを目的として実施される住宅相談会、セミナー等の事業（以下「事業」という。）において配布されるパンフレット、リーフレット、冊子等及び事業の案内、広報等のためのホームページ、ポスター等（以下これらを総称して「パンフレット等」という。）について、適当と認めるときは推進会議のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用を承認することとし、その基準を定める。

第2 承認基準

次の各号のすべてを満足する事業であって、かつ「第5 ロゴマーク使用上の留意点」に沿った使用を予定しているパンフレット等について、ロゴマークの使用を認めるものとし、その適否は推進会議事務局（宮城県土木部復興住宅整備室）で判断する。

- (1) 東日本大震災からの住宅の復興を推進することを目的として実施するものであること
- (2) 行政機関又は公的機関との連携のもとに実施するものであること又は団体として実施するものであること
- (3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的として実施するものでないこと

第3 申請手続き等

ロゴマークの使用の承認を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載したロゴマーク使用承認申請書（様式1）を事前に推進会議事務局に提出しなければならない。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) ロゴマークの使用を予定しているパンフレット等の種類、ロゴマークの表示方法
- (3) パンフレット等の配布予定部数
- (4) 主催者、共催者及び後援者の名称
- (5) 開催期日又は期間
- (6) 開催場所
- (7) 参加予定対象及び人員
- (8) 料金を徴収する場合は収支予算書（様式3）
- (9) その他必要な事項

2 推進会議は、提出された申請書の内容について適当と判断した場合には、申請者に対し、承認書（様式1）を交付する。

第4 実施報告

申請者は、事業終了後、1ヶ月以内に事業実施報告書（様式2）を推進会議事務局に提出しなければならない。また、料金の徴収を伴う事業については、あわせて収支決算書（様式4）を提出しなければならない。

第5 ロゴマーク使用の留意点

ロゴマークは単色で使用するものとし、部分的な着色、部分的な使用、プロポーションの変更、描き加える等ロゴマークの改変を行ってはならない。

第6 使用承認の取り消し

推進会議は、ロゴマークの使用を承認した事業について、第2の各号と異なる事実が認められる場合、ロゴマークを改変する等使用方法が適切でないと認められる場合、その他ロゴマークの使用について適当でない行為があると認められる場合は、使用承認を取り消すものとする。

第7 その他

- (1) 推進会議は、ロゴマークの使用を承認した事業の実施状況（パンフレット等を含む）を公表することができる。
- (2) この基準に係る事務は事務局で処理する。
- (3) この基準に定めるもののほか必要な事項については議長が定める。

附 則

この基準は、平成24年7月24日から適用する。